

大泉町立南中学校部活動運営方針

平成30年9月
大泉町立南中学校

1 部活動の目的と適切な休養日等の設定

中学校における部活動は、生徒の心身の成長に重要な役割を果たし、大きな教育的効果が期待されています。これからの学校生活や社会生活に必要な資質である責任感や連帯感を涵養し、忍耐力や向上心などを育むための重要な課外活動です。

その上で、部活動の教育的効果をより一層高めていくためには、生徒の心身の発達段階を考慮し、適切な休養を設けるとともに、生徒にとって過度の負担が生じないように十分に配慮することが必要です。

以上の理由から、部活動の本来の目的を達成し、生徒にとって健全な活動を推進していくために、部活動運営方針を定め、部活動における休養日及び活動時間等を設定します。

併せて、教員の負担軽減や長時間労働の解消のためにも計画的に休養日や活動時間を設定していくものとするします。

(1) 週当たりの休養日について

平日に一日と土・日曜日のいずれか一日は休養日として設定する。

※ ただし、大会参加や大会の前日練習により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

(2) 長期休業中の休養日について

原則的に土・日曜日は休養日とする。

また、行事を持たない期間は、原則、部活動中止期間とし、ある程度長期の休養期間を設ける。

※ 関東大会やジュニアオリンピック、全国大会等に参加する場合は、この限りではない。

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する場合は、代替休養日を確保する。

(3) 定期テスト前の部活動休業日について

定期テスト(中間テスト、期末テスト)前には部活動中止期間を設ける。

中間テスト・・・3日前 期末テスト・・・4日前

※ この間期間中に行われる大会等への参加については、校長の判断のもと、保護者の了承を得るとともに、決して強制をせず、生徒の自主参加とする。

したがって、団体チームとしての参加ではなく、個人戦等への参加とする。

(4) 活動時間について

平日は、合理的かつ効率的・効果的な活動を行い、2時間半程度で活動を終えることとする。

休業日(学期中の土・日曜日を含む)は、3時間半程度で活動を終えることとする。

※ 練習試合等で終日の活動となる場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、代替休養日を適切に設定する。

※ 冬季期間等における部活動の延長については、原則、大会前の1週間程度とし、校長の許可及び保護者の承諾を必要とする。

2 朝練習の設定

生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても配慮し、以下の様に設定する。

・生徒の活動意欲を尊重した上で、実施する場合には希望者のみの参加とする。

また、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮し、安全確保のため、必ず顧問の管理下で行う。

・放課後の練習時間が十分に取れる日は、朝練習を実施しないなどの配慮をとおして生徒の健康管理に留意する。

3 部活動指導員・外部指導者の活用

教職員の指導力の向上、負担軽減や専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるためにも、将来的には外部指導者の協力を得ていく方向とする。

ただし、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、外部指導者を活用する際は、顧問との役割分担を明確にする。

※ 外部指導者とは、平日や土日の活動時間に指導を行える者であり、大会時のみ指導を担うものは該当しない(大泉町)。

4 部活動検討委員会の設置

部活動の取組や各部の活動を評価し、改善していくために、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する(学校評議委員会がその機能を担う)。

検討委員会においては、練習内容や練習時間、学校と保護者の連携などについて情報提供に努め、必要に応じて改善策等を提案してもらうなどする。

※ この方針については、国・県の動向を踏まえ、教育委員会と学校が連携を図り、定期的に見直しを図るものとする。